

東地申 第62号 労使間の取扱いに関する協約に基づかない、 上野車掌区分会組合掲示板の一方的な撤去・移設に関する緊急申し入れ

団体交渉行う

- 組合** 1. ただちに、上野車掌区分会の組合掲示板を会社が指定している掲示場所に戻すこと。
「労使間の取扱いに関する協約（平成30年10月1日締結）」に則り、会社が指定する組合掲示板の設置箇所が業務上支障することから、あくまでも一時的に設置箇所を移設したものである。一時的な移設後の設置箇所については、今後も必要なコミュニケーションを図り、これまでの設置箇所を含め複数の設置候補箇所から業務上支障しない箇所に設置する予定である。
- 会社**
- 組合** 2. 上野車掌区分会の組合掲示板の一方的な移設を行ったこと、および、3月1日以降上野車掌区分会の組合掲示板を使用した組合活動が出来なくなっていることについて、責任を明らかにし、JR東労組上野車掌区分会に対して書面による謝罪をすること。
- 会社** 数次にわたり必要なコミュニケーションをとっており、会社として、「一方的な移設」をした訳ではないが、移設の進め方について、一方的との誤解が生じたことは遺憾であると認識している。なお、現在も組合掲示板として使用されているところである。
- 組合** 3. 今後の上野車掌区分会の組合掲示板の設置箇所については、労使合意のもと行うこと。
- 会社** 「労使間の取扱いに関する協約（平成30年10月1日締結）」に則り取り扱うこととなる。

会社は終始「**一時的な移設**」と主張するが
分会と現場長のやりとりでは一切出されていない

誤解ではなく、掲示板を撤去したことは事実だ！

3月1日以降、上野車掌区分会では組合掲示板を活用した
健全な労働組合活動に支障をきたしている！

紛れもない

労使合意のもとに設置していた掲示板を労使合意なく、
現場長の施設管理権で、一方的に撤去・移設したことは許されない！

会社は不当労働行為であるという認識はなくても、やっていることは不当労働行為以外の何物でもない！

会社が行った行為は、労働協約63条違反であり、
東労組・上野車掌区分会を敵視した会社による支配介入である！

**議論の余地のない不当労働行為であり、
第三者機関へ訴え出ることを会社へ通告！**